

東北地方の人面墨書土器

— その分布と出現の背景 —

The charcoal face-marked pottery of ancient period site in the northeastern region of Honshu

村木 志伸

MURAKI Shinobu

The charcoal face-marked pottery of ancient period site in the northeastern region of Honshu were excavated the periphery of regional central public government. This paper solved the background of the reason for their distribution.

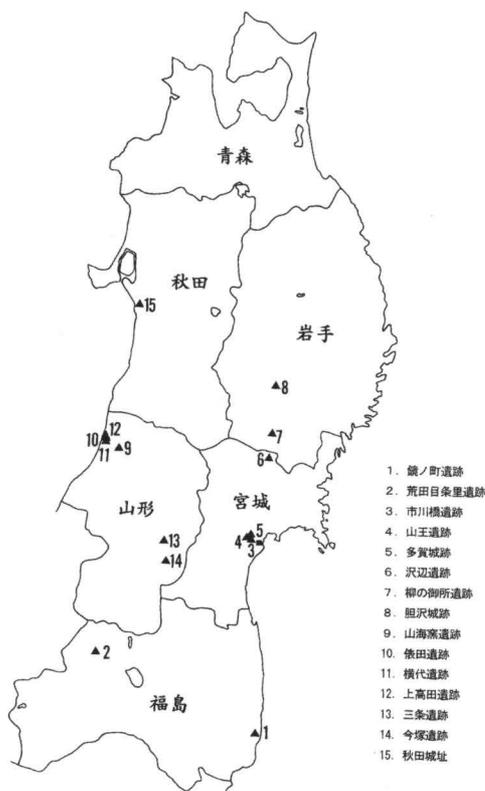


図1 東北地方の人面墨書土器出土遺跡『シンポジウム古代の祈り 人面墨書土器からみた東国の祭祀』2004より

1. はじめに

2004年5月、神奈川県藤沢市でシンポジウム「古代の祈り 人面墨書土器からみた東国の祭祀」が開催された¹。墨書土器のなかでも祭祀遺物としての側面が強い人面墨書土器²に焦点をあて、使用方法や広域的視点から伝播ルート等を論じる画期的な内容であった。シンポジウムに合わせ、東国出土の人面墨書土器について各都道府県単位の集成がおこなわれ、その地域性や特徴が明らかになっている。

筆者は山形・秋田県の集成を分担し、当日コメンテーターとして参加する機会を得た³。本稿は、これらの成果をもとに、東北地方の人面墨書土器について、その地域的分布に関する考察を試みるものである。

2. 東北地方の人面墨書土器とその分布

シンポジウムでの集成に抛れば、東北地方から出土している人面墨書土器の総数は124点である。現段階で青森県からは出土していない。

以下、各県別の概要を整理したい。なお、出土点数はシンポジウム集成段階のデータである。

太平洋側では、福島県2点、宮城県103点、岩手県2点が報告されている。

福島県は官衙遺跡の周辺で確認できる。荒田目条里遺跡は、磐城郡家に比定される丘陵部の根岸遺跡と密接に関連する遺跡で「立屋津長」宛の郡符木簡をはじめとする大量の文字資料が発見された。人面墨書土器は土師器杯の体部外面に人面表現と「磐城口磐城郷丈部手古曆百代」の表記がある。鏡ノ前遺跡Bは奈良三彩の小壺や瓦

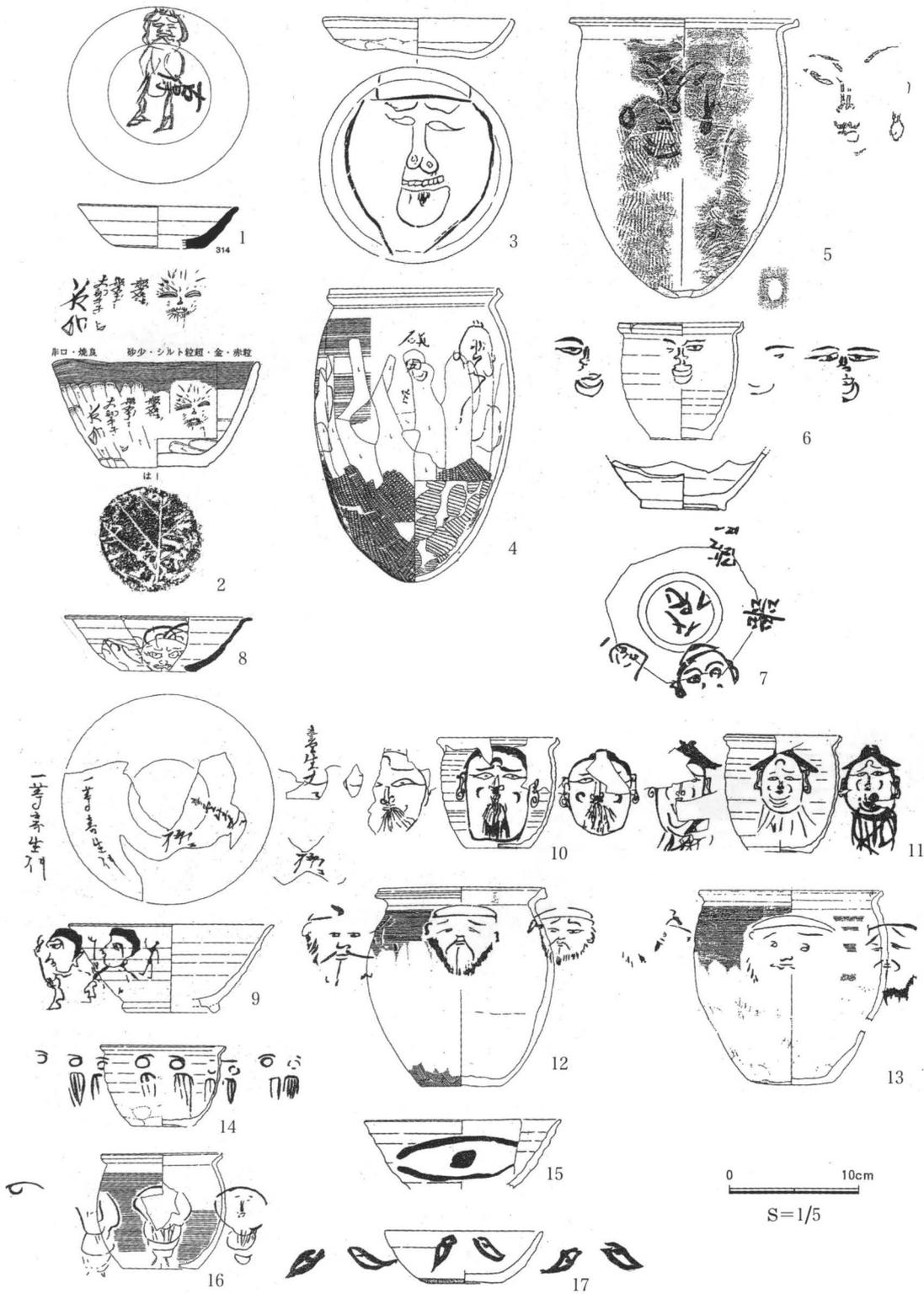
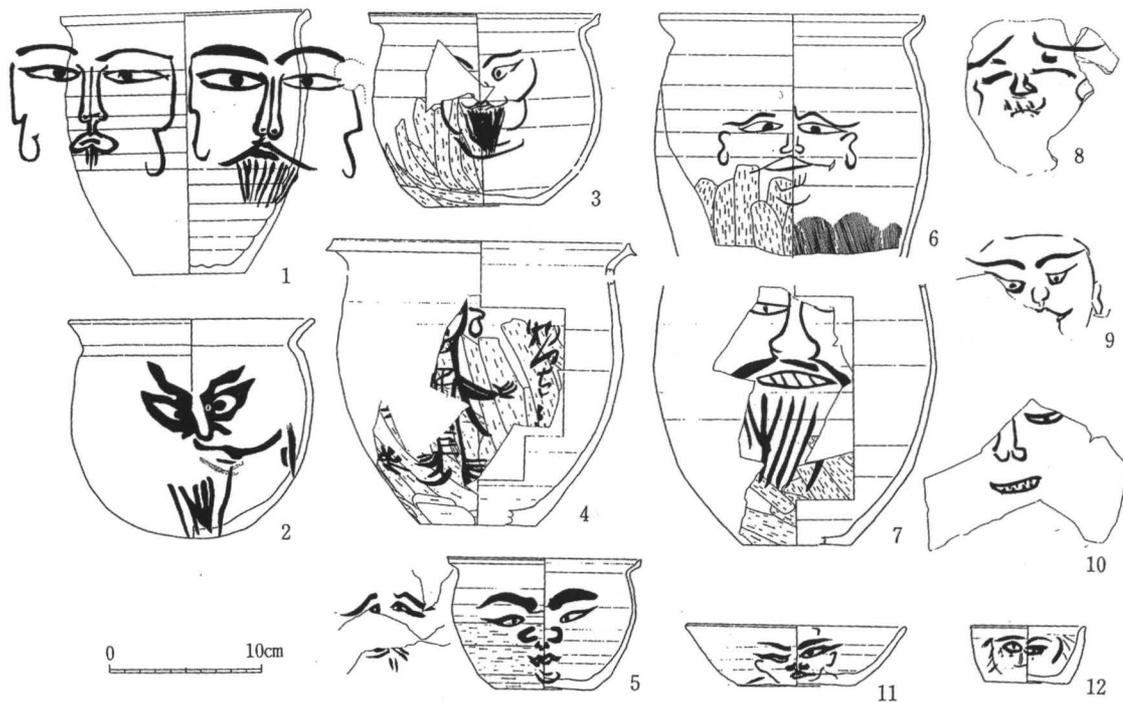
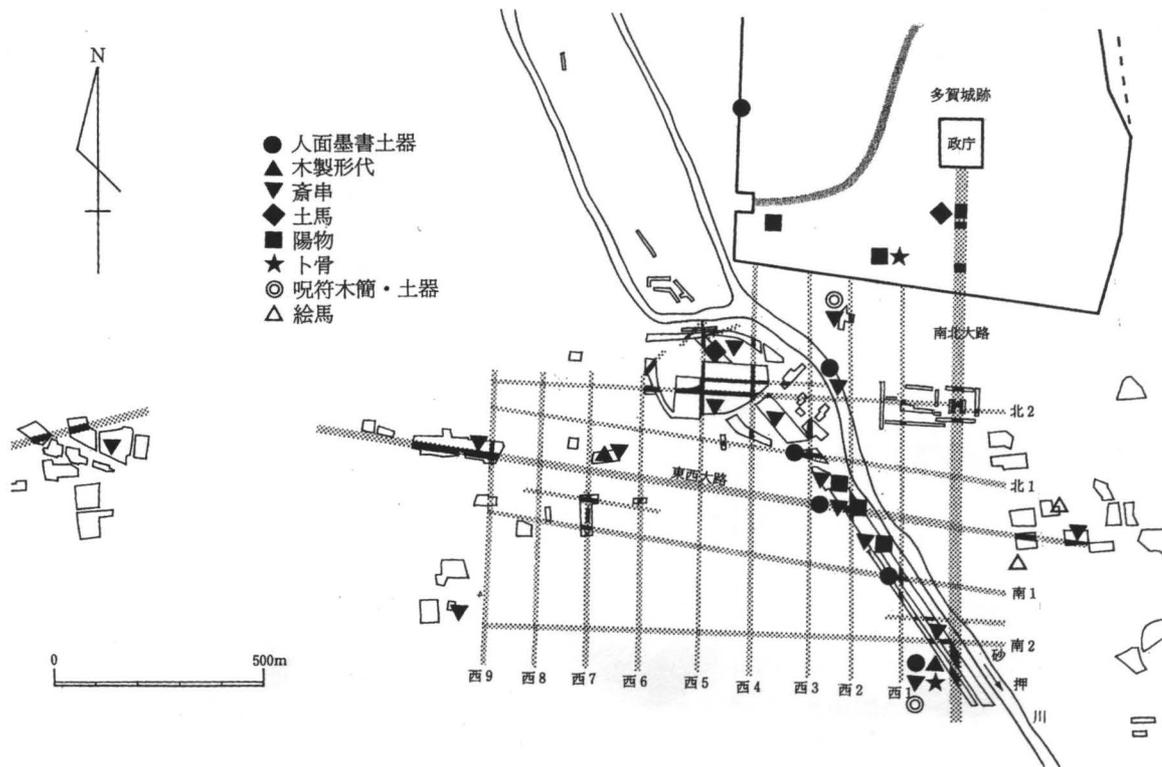


図2 東北地方の人面墨書土器（宮城県を除く）

1. 鏡ノ町 2. 荒田目条里 3. 柳の御所 4. 俵田 5. 横代 6. 上高田 7. 山海窯
 8. 三條 9. 今塚 10~15. 秋田城 (39次) 16~17. 秋田城 (62次)



1.2は市川橋遺跡、他は山王遺跡多賀前地区
11.12は須恵器、他は土師器

図3 多賀城周辺の人面墨書土器 (『多賀城市史』原始・古代、1997より)

塔が出土し、耶麻郡家に関連する郡司層居宅と推定される。「古得」の文字と共に須恵器杯底部外面に人物像が記されている。

宮城県は多賀城とその周辺が質量共に突出している。多賀城跡、市川橋・山王遺跡等の合計点数は102点である。東国全体の出土総数が274点であり、宮城県に次ぐ第2位の静岡県の出土点数が43点であることから、量的な特異性は明らかである。内容も多彩で、器種も甕（長胴甕含む）、杯、鉢などがある。墨書表現も人面のみを数箇所に人体表現が複数記載される場合や、人名等の文字を記載する事例など様々である。なお、シンポジウム集後も、南北大路と東西大路の交差点付近の市川橋遺跡の報告が刊行となり、点数は飛躍的に増加している⁴。それ以外は、栗原郡金成町沢辺遺跡から1例報告されるのみである⁵。

岩手県は内陸地方からの出土となる。胆沢城の事例は27次調査の再整理時に発見された資料である。新聞報道によると須恵器杯の体部外面に正位で髭・耳たぶの表現があるという⁶。時期は胆沢城造営期のものらしい。柳の御所跡の事例は12世紀代のかわらけ底部外面に墨書されたもので、井戸から出土した。

日本海側では、山形県6例、秋田県8例が報告されている。

山形県は、海岸沿いと内陸地方から出土する。俵田遺跡の資料は「磯鬼坐」の墨書を持つ出羽型甕である⁷。上高田、横代の事例も甕の事例で河川跡から大量の木製祭祀具と共に出土した。あまり類例のない資料として、生産遺跡である山海窯からの杯の資料がある。内陸部では2点確認できる。今塚遺跡のものは珍しい横顔表現の人物像2体を含む3体が表現され、内面には「一等書生伴 口書生丈部」等の墨書がある⁸。三条遺跡では、須恵器杯の体部外面に記され「鬼」の表現との指摘がある⁹。

秋田県はすべて秋田城からの出土である。39次と62次の調査で出土した。39次調査の資料群は土師器（赤褐色土器）甕の体部外面に人面が1～5面描かれる。それぞれ墨書表現が類似し土器の法量も近似値であることから、あるいは2点が1セットとして使用された可能性も想定しておきたい¹⁰。62次調査では2点出土した。なお、それぞれの調査で須恵器杯の資料が1点ずつ出土し、いずれも目玉のみが記される。

以上、東北地方の人面墨書土器について概観した。全体を通しての特徴を整理しておきたい。

出土遺跡の性格は、城柵・国府などの官衙遺跡とその周辺に求めることができる。なかでも多賀城の南方に広がる市川橋・山王遺跡での出土量が圧倒的である。

遺構は、主に溝（河川）・井戸・土坑から出土しており、竪穴住居からの事例は確認できない。この点は、常総地域の人面墨書土器と異なる。器種は甕（長胴甕も含）・杯がある。墨書部位は、甕は体部外面正位に記される率が高い。杯類の場合は記される内容に比較的バリエーションがあるようで、人面以外の内容（人名などの文字）が記される場合も多い。時期は多賀城周辺で8世紀代に確認されるのを契機に9世紀代にピークがある。終末に関しては12世紀代の柳の御所跡を除くと、確実に10世紀に入る資料は確認できない。東北各地が律令制下に組み込まれる過程と共に展開する様子がかがわられる。

3. 山形県出土の人面墨書土器

山形県は、古代律令制下では出羽国の南半域にあたる。先述のように人面墨書土器は海岸沿いの城輪柵の周辺遺跡と、内陸地方の双方から出土している。各遺跡の特徴として、他地域と比べ遺構面等では明確に官衙遺跡との判定が難しく、性格検討が難しい。よって、主に出土文字資料の内容を中心に機能について検討しつつ、以下、その様相について概記する。

(1) 俵田遺跡

飽海郡八幡町岡島に所在し、城輪柵跡の南東約2kmに存在する。遺跡の年代は8世紀後半～9世紀前半である。掘立柱建物8棟と竪穴住居が1棟検出された。掘立柱建物群は祭祀遺構に後出するとされる¹¹。大量の木製品と土器類が出土した。特筆される遺物としては円面硯1点のほか、灰釉・緑釉陶器が1点ずつ出土している。墨書土器には「吾」「石」「西」「早」がある。

8世紀後半¹²と推定されるA区のSM60祭祀遺構から、人面墨書土器、須恵器甕、木製祭祀具（人形・刀形・馬形・斎串）が出土した。

人面墨書土器は赤焼土器の長胴甕に4体の人物像が簡略化されて描かれる。「磯鬼坐」の墨書があり、人形の



図4 俵田遺跡の人面墨書土器の出土状況
(山形県教育委員会『俵田遺跡第2次発掘調査報告書』1984を改変)



図5 横代遺跡の人面墨書土器の出土状況
(山形県教育委員会『横代遺跡ほか』1989を改変)

股部分作成の際にできる材（本来不要となる部分か）を挿入した状態で出土した。人形・刀形・馬形・斎串はこの周辺から検出され、祭祀時の配置をそのまま残すものとされている。人形にも「石鬼坐」の墨書が認められるものがある。

近隣には国司館と推定される後田遺跡や沼田遺跡をはじめとして古代の主要遺跡が集中し¹³、方格地割による計画的な古代都市の景観も想定されている¹⁴。市川橋・山王遺跡のように国府周辺で催行された祭祀である可能性を想定したい。

(2) 横代遺跡

酒田市横代に所在する。城輪柵跡より南に4 kmに位置している。遺跡の年代は8世紀後半～9世紀中頃で、9世紀代にその中心がある。

遺構は井戸1基、土坑1基、河川跡2条のほかにピット跡や溝跡が検出された。木製品と土器類が大量に出土した。土器類は、須恵器が赤焼土器に卓越し、供膳形態がその大半を占める。

SG7河川跡は幅4～6 mで皿状の形態を呈する。そのなかから大量の斎串と共に人面墨書土器が出土した。

赤焼土器の長胴甕の体部外面に人面が描かれ底部には穿孔が認められる。なお、同遺構からは「在」「石」「吉」などの墨書土器もみられる。

遺跡周辺は城輪柵周辺に広がる主要道路の推定ライン上に近接する。遺跡の様相は俵田遺跡と類似し、同様に城輪柵南域に広がる古代都市における祭祀行為として位置付けられよう。

(3) 上高田遺跡

飽海郡遊佐町富岡に所在する。城輪柵跡の真北6 km、庄内高瀬川と月光川によって形成された沖積微高地上に立地する。遺跡の年代は8世紀末～10世紀前半である。

遺構は掘立柱建物3棟と河川跡が検出された。なかでも河川跡からは総計322点の墨書土器や、木筒をはじめとする大量の木製品が出土した。特に「畔越」木筒は種子札と想定され、地方社会の首長層の周辺にみられる資料と考えられる¹⁵。墨書土器には「連」「臣」「舍人」「弓削連」「大荒木臣田人麻呂」「宅」などの内容があり、その性格は公的な祭祀場とそれに関わる官人層の存在が想定されている。

人面墨書土器は、赤焼土器の甕に4面に正位に記される。河川跡から出土した。同遺構内から発見されている木製祭祀遺物との共伴関係は、俵田・横代遺跡と共通する様相である。なお、城輪柵跡周辺での人形の出土例は、俵田遺跡と本遺跡のみである。

遺跡周辺は、9世紀中頃以降、城輪柵に関連する重要な機能が移転、展開する領域にある¹⁶。9世紀前半の早い段階で、国府が本遺跡周辺に積極的に関与した所産として人面墨書土器を理解しておきたい。

(4) 山海窠跡

飽海郡平田町山谷新田に所在する。平安時代を中心とする庄内地方最大級の窠跡群で、城輪柵跡とその周辺遺跡へ土器・硯類を供給する。9世紀中頃～後半の年代が与えられている¹⁷。

人面墨書土器が出土した遺構は、F地区のSK110土坑である。須恵器杯の体部に逆位で人面表記が2箇所になされ「器」等の墨書が存在する。体部は打ちかき行為によって破損している可能性があ

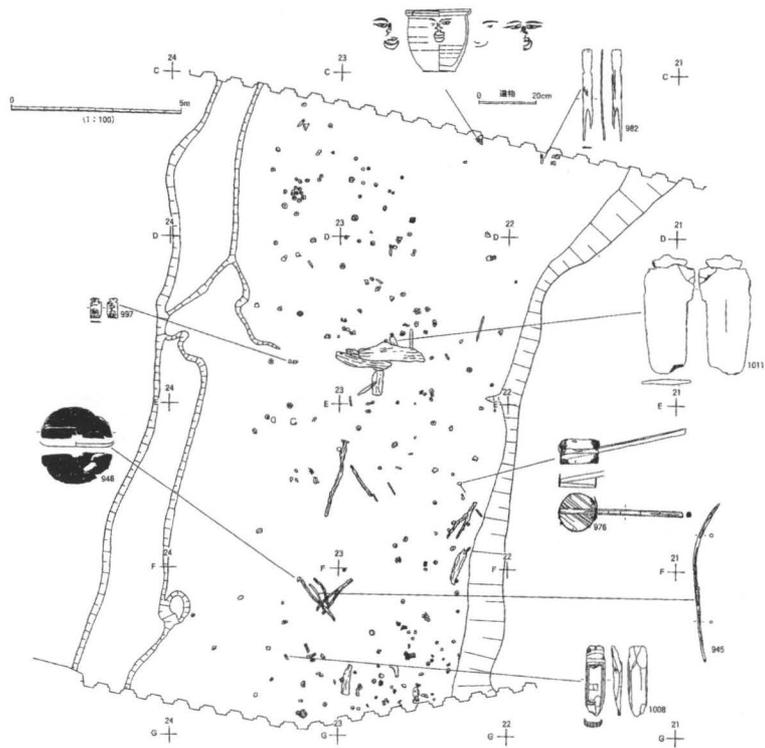


図6 上高田遺跡の人面墨書土器の出土状況
(山形県埋蔵文化財センター『上高田遺跡第2・3次発掘調査報告書』1998を改変)

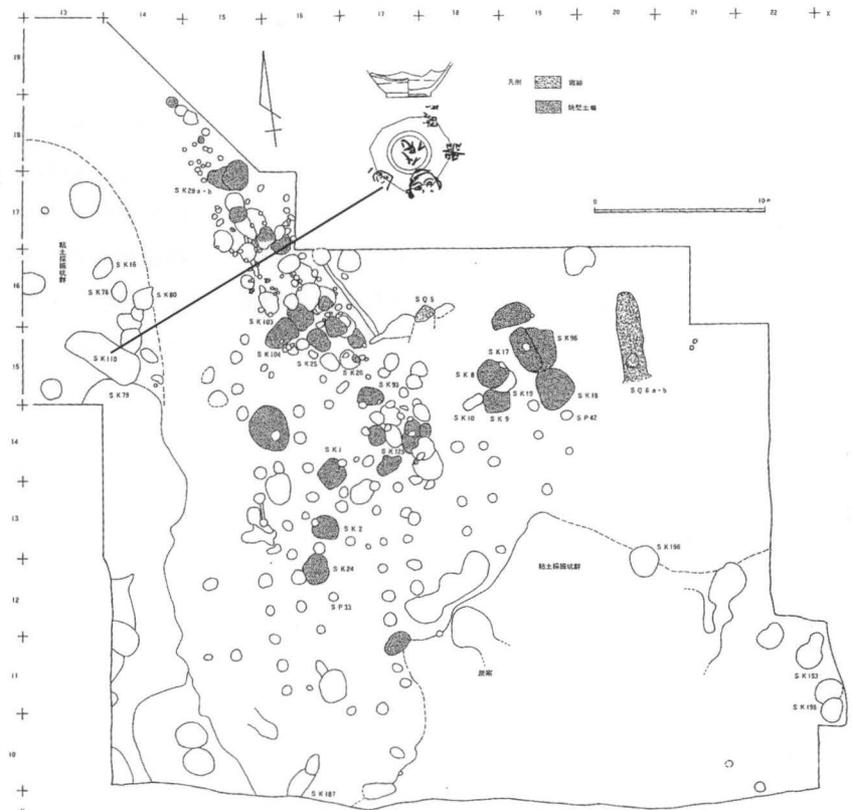


図7 山海窠の人面墨書土器の出土状況
(山形県教育委員会『山海窠群第2次ほか発掘調査報告書』1992を改変)

設・機能が推定される。符式木簡や「伴」「丈」「雀」「物」「王」「高」などのウジ名(省略)表記と推定される墨書土器が多数出土した²¹。

人面墨書土器は、遺跡内を蛇行して流れる自然河川に通じるSD377から1点出土した。9世紀中頃の土師器(赤焼土器)杯である²²。同溝からは1、2文字の墨書土器や木簡をはじめとして多くの出土遺物が検出されている。墨書内容であるが、体部内面に「一等書生伴」「口書生丈部」²³「口」が、体部外面には「(三体の人間(神仏?))」「口(定?)」が記される。

「一等書生」については『類聚三代格』大同二年正月十三日条に確認できる²⁴。史料にみえる国書生²⁵は、白丁で国務全般を担う存在であり、国府に常勤し在地における富有者とされている。所に配置され、今昔物語等にみられるように国府と離れた場所に家あるいは本拠を持つ場合もあり、国府に通勤し国府所在郡以外の郡にいた場合もあるという²⁶。

「調所」墨書土器は、9世紀中頃²⁷の須恵器杯の底部外面に墨書されている。SG200(河川跡)から出土し、1点のみの出土である。

文献史料では、調所は長寛元(1163)年の「飛驒国調所解」(『平安遺文』)や新猿楽記(11世紀初)に国府の部署として確認される²⁸。それぞれ今塚遺跡の存続年代と異なる時期の史料で、安易な引用は慎まねばならないが、人面墨書土器の文字内容と合わせ注目される。

律令国家の出羽国府移転論をはじめとして内陸部への意識・関心は常に存在する²⁹。遺構面からの判断では脆弱であるが、出土文字資料の内容からは今塚遺跡を内陸部における国府出先機関として位置付けることが必要ではなかろうか。

4. 周辺地域との比較検討

山形県の人面墨書土器を理解するために、隣接する諸地域の人面墨書土器の分布とそのありかたについて検討

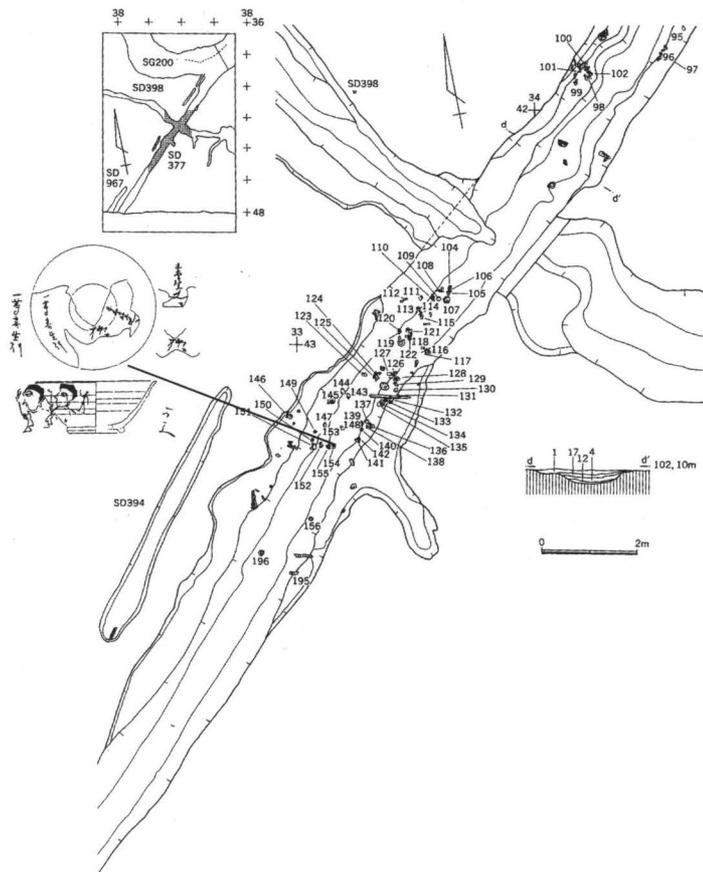


図9 今塚遺跡の人面黒書土器、墨書土器の出土状況
(山形県埋蔵文化財センター『今塚遺跡発掘調査報告書』1994を改変)

してみたい。

①多賀城周辺遺跡の様相

隣国である多賀城とその周辺の様相について検討してみたい。本地域は資料数も多く比較検討の格好の資料となる。

まず、人面墨書土器の出土地点であるが、多賀城内の事例は1点のみで、その大半は城外からの出土である。城外資料は、市川橋遺跡と山王遺跡からの事例となる。主に、道路の交差点付近を中心として河川(溝跡)から出土し³⁰、木製祭祀遺物が共伴することもその特徴である。

こうした様相から、多賀城周辺での人面墨書土器は、城柵官衙周辺に広がる「古代都市」としての景観³¹のなかで実施された祭祀・儀礼活動として位置付けられよう。その主宰者層の想定は一概にはできないが、出土地点の傾向から、そこに集う人々に対して秘儀的な内容の祭祀ではなく、オープンスペースで実施されていたことを物

語る³²。

俵田・横代・上高田遺跡と城輪柵跡との位置関係を、多賀城と市川橋・山王遺跡の関係およびその共伴遺物の内容と比較すると、よく類似している。よって、この3遺跡の事例については国府周辺で催行された律令制祭祀に関わるものと理解したい。

しかし、若干の問題も残る。城輪柵跡周辺の古代遺跡の調査例は決して少なくはない。また、こうした官衙関連・集落遺跡の年代は9世紀以降が中心で、東北地方における人面墨書土器の盛行期とも合致する。よって、環境的にも年代的にその資料数はより多く確認されてしかるべきであるが、現段階では本地域と市川橋・山王遺跡との出土量には圧倒的な格差がある³³。道路跡や交差点付近に該当するような地点が未調査であるという可能性もあるが、人面墨書土器を含むような祭祀形態は、出羽国府周辺の空間では多賀城ほど積極的に導入されなかった可能性も視野に入れておきたい。

ところで、市川橋・山王遺跡の人面墨書土器の出土地点は道路交差点付近など衢的な場所に集中する。その地区の性格を墨書土器から検討すると看過できない傾向があることに気付く。例えば、市川橋遺跡では「舎人」「日理」「田郷丈部」「山田連」、山王遺跡多賀前地区では「亘理」「賀美」「宮城」「守」「宇多田」「秦」「物部」「小田」「山本」といった墨書土器が出土した。つまり、人面墨書土器の周辺に陸奥国内の郡名やウジ名を記した墨書土器が確認できる。また、人面墨書土器そのものにみえる文字内容にも「丈部□益女・田」（市川橋遺跡）「物部古□」（山王遺跡）「□仁九年六月六日上□」（市川橋遺跡）「室子女代千相収」「丈部弟虫女代千収相」（山王遺跡）など³⁴のように、ある程度その使用者層を想定することが可能である。つまり、国内の郡司層や下級官人が国府関係者と共有する空間周辺に、人面墨書土器が発見されるのである。墨書土器は他の出土文字資料に比較して、よりその場の機能に密着した出土状況を呈する。特に所属を示すような内容はその傾向が強い。よって、人面墨書土器の存在

する空間には、国内の下級官人クラスの交流あるいは出先施設などの傾向があると認めたい。

なお、「□仁九年六月六日上□」（市川橋遺跡）「室子女代千相収」「丈部弟虫女代千収相」（山王遺跡）や、人面は描かれぬが「身代」「身替」墨書土器（市川橋遺跡）など、冥界の閻魔王への饗応祭祀と推定されるものが一定量認められる³⁵。陸奥国府周辺でありながら常総地域とも共通した使用形態を示唆する内容は、人面墨書土器も含めた墨書土器の実態が多様であることの証左といえよう。同一地点の出土であっても人面墨書土器の使用目的やその方法が異なる可能性を示している。

②越後国の事例から

今塚遺跡・三条遺跡の人面墨書土器は、国府周辺域にみえる祭祀形態として単純には理解できない。こうした資料の出現の契機となるものは何であったのか。それらを理解する上で示唆的な事例が、新潟県の人面墨書土器の出土様相であろう。

律令制下において新潟県域は越後国に該当する。人面墨書土器は2遺跡から確認できる。新潟市の緒立C遺跡点と中条市の船戸桜田遺跡である。以下、主に立地上の観点からその概略を述べておく。

緒立C遺跡は新潟市大野に位置する。掘立柱建物5棟、井戸1基、土坑などが検出された³⁶。木簡のほか、土埴や木製浮子等の漁具や齋串・琴柱、瓦塔、サイコロ等の

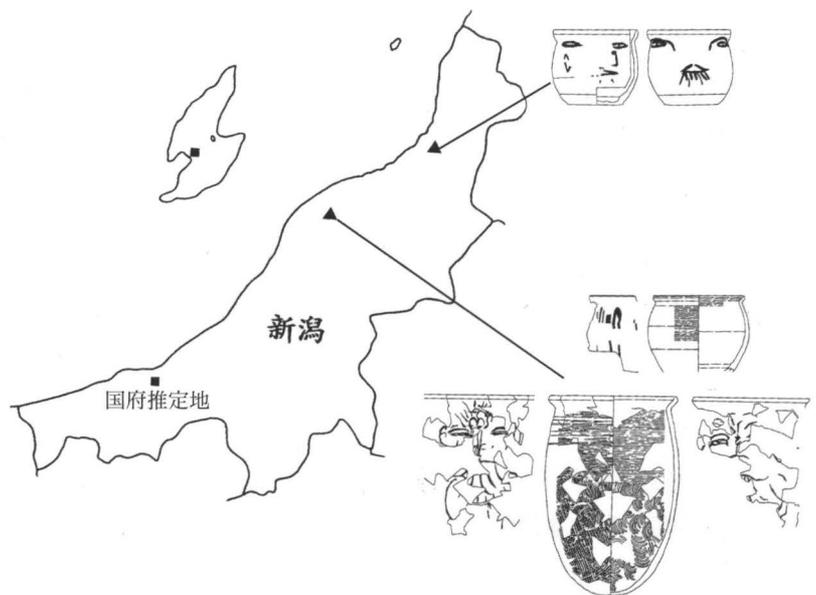


図10 新潟県の人面墨書土器とその分布

遺物がある。人面墨書土器は北側低湿地部から出土した。9世紀中頃の土師器長胴甕2面に正位に人面が記される。また、遺構外ではあるが同時期の土師器甕にそれらしき墨書がされるものがもう1点ある。遺跡は出土文字資料の内容から官衙的機能が推測され、水産物加工施設として越後国府が直接的に関与していた可能性が強調される³⁷。

船戸桜田遺跡は中条市船戸に位置する³⁸。溝に囲まれた廂付建物が中心で、時期は8～9世紀代である。「麻績部」木簡や多彩な挽物類や舟形・馬形・斎串が出土した。人面墨書土器は9世紀中頃の土師器甕で2面に正位で記される。200mの距離にある蔵ノ坪遺跡からは「津」墨書土器等から周辺は公的な港湾機能の存在が推定され、また「少目御館米五斗」木簡から、越後国内では国司の分割統治の可能性が提起され、その関連施設が遺跡周辺に分置された可能性を示している。

両遺跡とも越後国府推定地である上越市今池遺跡付近から遠隔地に位置する。この立地環境でありながら国レベルの存在との関連が認められる点は、今塚・三条遺跡の性格と共通する様相として注目される。

ただし、遺物そのものに関しては異なる点もある。新潟の事例は甕を使用し、目・鼻・髭など人面墨書土器に描かれる基本的な内容が比較的忠実に描かれるのに対して、山形内陸部の2事例はいずれも杯の資料である。また、新潟の事例は土師質の甕を使用し正位に人面を描く点など、国に直接的に関与する存在がその使用に関わった印象を受ける。これらの違いは人面墨書土器の遺跡内への導入過程や、それらを使用した何らかの行為の実態が異なるためであろう。しかし、こうした相違点はあるものの、国府あるいは国司に関連する機能が遺跡内に認められるという共通性は、人面墨書土器の出現の背景をめぐり興味深い。

5. 人面墨書土器の出現背景—その多様性—

東北各地の人面墨書土器の分布と出土傾向を整理し、その出現の背景について予測しておきたい。

人面墨書土器が恒常的に使用される景観が確認できたのは、多賀城とその周辺である。また、出土地点の特徴として国内下級官人クラスをはじめとする人々が凝集する

空間であり、その場における「みせる」意識をうかがうことができる。

また、数は少ないが、秋田城と城輪柵跡周辺においても人面墨書土器が認められた。それらは国府周辺でおこなわれた律令制祭祀に伴うものであることは大量の木製祭祀具が共伴することからも明らかである。しかし、山形県の事例のように、国府遠隔地から単発的に確認される場合については同様の理解は難しい。城輪柵跡周辺の俵田・横代・上高田遺跡では国府の祓所的な空間で人面墨書土器祭祀が執行されたことが確実であるのに対し、山海窯・今塚・三条遺跡ではこうした特徴は確認できない。さらに後者の遺跡については在地で祭祀行為として永続的に根付いていく様子はうかがわれない。

近年、東北地方の古代遺跡から1、2文字の墨書土器が出土することは少なくない。一方で、人面墨書土器の出土量は極度に少ない。人面墨書土器を使用する空間および主宰者が非常に限定されていた所以であろう。

今塚遺跡や三条遺跡からも大量の1、2文字の墨書土器が発見されている。その内容は、三条遺跡のように農耕儀礼に関わる想定がなされるものや、今塚遺跡のように在地有力層の共食場面に関わる資料と理解すべきものもあり、いずれも祭祀目的での墨書行為と単純に位置付けられない。しかし、在地、あるいは集団内に墨書行為が大量に確認できる場面に人面墨書土器が発見されることには注目しておきたい。忠実な律令制祭祀行為とはいえないものの、在地における支配者層の関与する場面に人面墨書行為が持ち込まれているのである。小規模な範囲での伝播過程のなかに本来的な形態から変容している結果が、人面墨書土器の内容（器種、記載方法など）の多様さに表出しているのではないだろうか。

最後に、こうした山形県内の国府遠隔地から出土する資料出現の背景について、その試案を述べてまとめたい。

広大な領域を有し辺境の地でもあった出羽国では、内陸部に国府との綿密な情報交換機能が必要とされた。

律令官人層として登用された在地有力者達が遠隔地である国府とその周辺に足を運ぶ機会は少なくなかったと考えられる。それは、市川橋・山王遺跡のように各地の出先施設や国府機能の集中する空間であったかもしれない。その際、人面墨書土器祭祀を目撃する機会もあったであろう。通常、人面墨書土器は、国府周辺を中心とし

て律令国家に深く関わる人物が掌る祭祀遺物である。こうした本拠地を別々に持つ下級官人クラスの人々が在地に帰土し新たな主宰者となって人面を墨書する行為をそこに持ち込むとき、その行為は果たして国府周辺での祭祀行為を必ずしも厳密に再現しようとするものではなかったのではないか。ゆえに、こうした資料に多様性が確認されるのではなかろうか。

無論、国府・国司に関わる存在が直接出向き祭祀を実行した可能性もあるが、それでは今塚・三条遺跡の事例のような資料の持つ多様さがむしろ説明できない。律令国家の辺境の地の支配システム周縁に出現してくるものと理解してみたい。

6. シンポジウム討論を終えて

当日の討論では、人面墨書土器の伝播ルートに関して太平洋側を中心に議論がおこなわれた。主に東北・関東（東海）地方の海岸沿いの交流のなかで、互いに刺激しつつ人面墨書土器が出現・伝播する過程が予測・提示された³⁹。

しかし、その根拠となっていたのは人面墨書表現の類似等に基づく情報を基本とするもので、器種、墨書方法などの使用方法や、共伴遺物とのセット関係、出土遺構の性格などの基本的な部分はほとんど問題にされなかった。

集成の結果でも明白になったように、出土状況や共伴遺物から、人面墨書土器を使用した祭祀が示しているのは、実に多様であったという事実である。広域的な視点からの伝播論を論じると同時に、その前提作業としての緻密な遺物の属性分析や出土状況の検討が、各地域においてまず必要ではなかろうか。換言すれば、人面墨書土器は、遺物としての検討や、遺跡のなかの資料としての議論を蓄積せねばその多様性が理解できないのである。

墨書する行為そのものが、日常雑器である土器を非日常的なものへ転化する行為であることは繰り返し指摘されている通りである⁴⁰。しかし、同じ文字を記していても、同じ人面を記していても使用目的・方法は同一ではない。人面を記す行為は、地方社会にあつて文字を記す行為に比して機会の少ないものであったようである。それさえ、多様な様相を呈することは、墨書土器研究の難しさを物語っている。

7. おわりに

本稿は、人面墨書土器という特化した遺物の示す限られた側面でしかない。また、他地域において、本稿で推定したような人面墨書土器の伝播・展開過程がそのまま援用できるとは考えていない。あくまでも東北地方における律令国家の支配拠点周辺にみえる特徴的な遺物という本来の性格こそが、本説が立拠するところである。

今後は、その使用痕跡の観察等を中心に遺物の検討を重ね、本稿で提示した仮定を検証していきたいと考えている。

追記

本稿はシンポジウム資料集に収録された（各論）「出土文字資料からみた今塚遺跡」と、（資料集成）「【青森・秋田・岩手・山形・福島】出羽国・陸奥国（※宮城県を除く）」を元に再構成した文章である。事実関係等で変更した部分も多いが、その内容は本稿に抛られたい。

謝辞

シンポジウム資料作成および本稿成稿にあたり、以下の諸氏、諸機関にお世話になりました。記して感謝にかえさせていただきます。

荒井 秀規	伊藤 邦弘	伊藤 博幸	植松 暁彦
鈴木 敏中	高桑 弘美	高橋 千晶	高橋 学
田中 耕作	千葉 孝弥	盤古堂	水澤 幸一
藤岡 孝司	廣瀬真理子	堀沢 祐一	山中 敏史
吉田 満			

註

- 1 神奈川県地域史研究会・盤古堂付属考古学研究所主催により開催された。『シンポジウム 古代の祈り 人面墨書土器からみた東国の祭祀』2004
- 2 本稿は慣例に従い「人面」墨書土器の用語を使用するが、人面が神仏の顔を記した可能性を否定する訳では無い。なお、描かれる人面の多様性については藤岡孝司氏の論文が、用語表現の問題については、シンポジウム資料集所収の関和彦氏の論文がある。藤岡孝司「房総地方の人面墨書土器」関和彦「神と「面形」墨書土器」『シンポジウム 古代の祈り 人面墨書土器からみた東国の祭祀』2004
- 3 県別の概要については、青森県・岩手県・福島県も含めて執筆した。なお、岩手県・福島県の集成作業は高島英之氏による。

- 4 多賀城市教育委員会ほか『多賀城市文化財調査報告書第75集 市川橋遺跡—城南土地区画整理事業に係る発掘調査報告書Ⅲ—』2004
- 5 加藤孝「東北地方出土の面墨画土師器」『山形史学研究』5・6合併号、1967
- 6 岩手日報1999年3月24日付記事
- 7 伊藤博幸「古代東北の甕二題—陸奥型甕と出羽型甕—」『第31回城柵官衙検討会資料集』2005
- 8 菅見の限り、横顔表現は市川橋遺跡から1点出土している。前掲註(4)多賀城市教育委員会ほか文献
- 9 荒井秀規「鬼の墨書土器」『帝京大学山梨文化財研究所所報』No.47、2003、「面墨書土器の使用方法をめぐって」『シンポジウム 古代の祈り 面墨書土器からみた東国の祭祀』2004
- 10 都城の面墨書土器祭祀では、2点で1セットの使用形態が指摘されている。上村和直「面墨土器製作技術の検討」『長岡考古文化論叢Ⅱ』1992
- 11 伊藤邦弘・植松暁彦「山形県の官衙関連遺跡」『第25回古代城柵官衙検討会資料』1999の見解による。
- 12 前掲註(11)文献
- 13 田中広明「第一章国司の館の景観と生活」『地方の豪族と古代の官人—考古学が解く古代社会の権力構造—』2003
- 14 佐藤庄一「城輪柵跡周辺の集落」『庄内考古学』19号。1985
- 15 平川南「新発見の「種子札」と古代の稲作」『国史学』第169号、1999、のち『古代地方木簡の研究』2003に所収
- 16 拙稿「城輪柵跡とその周辺—古代都市計画としてみた古代遺跡の景観—」『歴史遺産研究』No.3、2005(投稿中)
- 17 阿部明彦・水戸弘美「山形の古代土器編年」『第25回古代城柵官衙検討会資料』1999
- 18 大宮富善「第3章第4節 奈良・平安時代の集落」『寒河江市史』1994
- 19 前掲註(9)文献
- 20 北野博司・上野敬「第6節 古代の二口かみあれた遺跡」『二口かみあれた遺跡』(石川県志雄町教育委員会刊)1995
- 21 三上喜孝「墨書土器研究の可能性」『第1回東北文字資料研究会資料』2003
- 22 遺跡内の墨書土器の須恵器が圧倒的で、面墨書土器の器種は意図的に選択された可能性がある。
- 23 植松氏は「口等書生丈部」と判読している。植松暁彦「今塚遺跡の再検討とその性格について」『研究紀要』創刊号(山形県埋蔵文化財センター刊)2003
- 24 「書生」「調所」については、既に山中敏史氏による指摘があり、その解釈についてご教示を受けた。山中敏史「山形県における官衙遺跡研究の成果と問題点」『第25回古代城柵官衙検討会資料』1999
- 25 前掲註(23)文献では郡書生の可能性が示されている。
- 26 森公章「国書生に関する基礎的考察」『日本律令論集』下、1993
- 27 阿部明彦「古代最上郡における9世紀中葉の土器様相—大江町藤田窯跡出土須恵器を通して—」『山形考古』第7巻第1号、2001
- 28 前掲註(24)文献
- 29 三上喜孝「古代の出羽国と山形」(山形大学都市・地域学研究

- 所公開講座2004, 7, 24資料)のち『第32回古代史サマーセミナー—資料集』2004所収
- 30 「第6章 奈良・平安時代」『多賀城市史1 原始・古代・中世』1997
- 31 平川南「古代地方都市論」『国立歴史民俗博物館研究報告』第78集、1999
- 32 多賀城内の出土例は1点のみである。廣瀬真理子「【宮城県】陸奥国」『シンポジウム 古代の祈り 面墨書土器からみた東国の祭祀』2004
- 33 前掲註(16)文献
- 34 前掲註(32)文献
- 35 平川南「古代人の死、と墨書土器」『国立歴史民俗博物館研究報告』第68集1996、のち『墨書土器の研究』2000に所収
- 36 黒崎町教育委員会『緒立C遺跡発掘調査報告書』1994
- 37 坂井秀弥「水辺の古代官衙遺跡—越後平野の内水面・舟運・漁業—」『越と古代の北陸』(小林昌二編)1996
- 38 中条市教育委員会『中条市埋蔵文化財調査報告第22集 船戸桜田遺跡2次』2001
水澤幸一「潟街道の遺跡群」『環日本海歴史民俗学叢書12 古代の越後と佐渡』(小林昌二編)2005
- 39 主に平川南氏、高島英之氏の間でやりとりされた議論であった。なお、シンポジウム当日以前の平川氏の見解については既に研究報告で発表されている。
平川南「面墨書土器と海上の道」高島英之「関東地方集落遺跡出土面墨書土器再考」『シンポジウム 古代の祈り 面墨書土器からみた東国の祭祀』2004
平川南「中世都市鎌倉以前」『国立歴史民俗博物館研究報告』第118集、2004
- 40 平川南『墨書土器の研究』2000
高島英之『古代出土文字資料の研究』2000

参考文献

- [荒田目条里遺跡]
いわき市教育委員会ほか『いわき市埋蔵文化財調査報告 第75冊 荒田目条里遺跡』2001
多賀城市『多賀城市史』原始・古代、1997
- [鏡ノ町遺跡B]
塩川町教育委員会『塩川町文化財調査報告第8集 塩川西部地区遺跡発掘調査報告書5 鏡ノ町遺跡B』2001
- [俵田遺跡]
山形県教育委員会『山形県埋蔵文化財調査報告書第77集 俵田遺跡第2次発掘調査報告書』1984
- [横代遺跡]
山形県教育委員会『山形県埋蔵文化財調査報告書第137集 大槻新田遺跡・手蔵田3遺跡・横代遺跡・熊野田遺跡発掘調査報告書』1989

[上高田遺跡]

山形県埋蔵文化財センター『山形県埋蔵文化財センター調査報告書第57集 上高田遺跡第2・3次発掘調査報告書』1998

[山海窯跡遺跡]

山形県教育委員会『山形県埋蔵文化財調査報告書第172集 山海窯跡群第2次 山楯7・8遺跡発掘調査報告書』1992

[三条遺跡]

山形県埋蔵文化財センター『山形県埋蔵文化財センター調査報告書第93集 三条遺跡第2・3次発掘調査報告書』2001

[今塚遺跡]

山形県埋蔵文化財センター『山形県埋蔵文化財センター調査報告書第7集 今塚遺跡発掘調査報告書』1994

植松暁彦「今塚遺跡の再検討とその性格について」『研究紀要』創刊号（山形県埋蔵文化財センター刊）2003

[多賀城周辺ー市川橋・山王遺跡ほか]

宮城県教育委員会『宮城県文化財調査報告書第170集 山王遺跡Ⅲ』1996

宮城県教育委員会『宮城県文化財調査報告書第184集 市川橋遺跡の調査』2001

多賀城市教育委員会『多賀城市文化財調査報告書第70集市川橋遺跡 城南地区区画整理事業に係る発掘調査報告書Ⅱ』2003

多賀城市教育委員会『多賀城市文化財調査報告書第75集ー城南土地区画整理事業に係る発掘調査報告書Ⅲー』2004

加藤孝「東北地方出土の人面墨画土師器」『山形史学研究』5・6合併号、1967

[秋田城跡]

秋田城を語る会『秋田城跡調査事務所研究紀要Ⅲ』2000

執筆者

村木 志伸 芸術学部 歴史遺産学科
MURAKI Shinobu Faculty of Art/Department of Historic Heritage
専任講師
Lecturer